

兵庫県水田農業活性化指針

～ 水田農業の持続的な発展と水田利活用の推進に向けて～

平成26年3月

兵庫県農業活性化協議会

= 目 次 =

はじめに

1	活性化指針策定の趣旨	1
2	活性化指針の構成	1
3	活性化指針の位置づけ	1
4	関係者の役割	1

総論

1	本県水田農業を取り巻く情勢	2
	(1) 本県水田農業をめぐる諸課題	
	(2) 平成 25 年秋の国の農政大改革と今後の展開方向	
2	本県水田農業の主な課題と対応方向	3
3	ひょうご五国の水田農業の将来像	4
	(1) 本県に求められているもの	
	(2) 将来像明確化のためのエリア設定	
4	将来像実現のための対応方向	5
5	水田農業活性化に向けモデルとなる現地取組事例	7

本県水田農業の現状と課題等

1	本県における水田農業の位置づけ	9
	(1) 生産面から見た重要性	
	(2) 流通・消費面から見た重要性	
	(3) 水田が持つ多面的機能の観点から見た重要性	
2	本県の水田農業の現状	10
	(1) 人・農地の状況	
	(2) 本県産米へのニーズ	
	(3) 本県水田農業経営の状況	
3	水田農業に関する課題と対応方向	14
	(1) 情報提供体制	
	(2) 用途別の米生産等	
	主食用米	
	酒造好適米	
	需給調整米	
	(3) 麦・大豆及び野菜	
	(4) 県産米の消費拡大対策	

地域別将来像	2 1
神戸・阪神地域：水稲・近郊野菜複合地帯	
播磨東地域：水稲（うるち米・酒米）・麦・大豆の土地利用型経営地帯	
播磨西地域：水稲・麦・大豆の土地利用型経営地帯	
但馬地域：コウノトリ育む農法等水稲主体栽培地帯	
丹波地域：水稲・丹波黒大豆複合経営地帯	
淡路地域：野菜・水稲の多毛作栽培地帯	
施策展開方向	2 7
必要となる施策 1：中心的担い手の生産力向上（規模拡大）	
必要となる施策 2：水田フル活用（農業者の生産意欲刺激）	
必要となる施策 3：マーケットニーズに応え産地間競争に勝つための基礎力 UP （適地適作、生産技術向上、適切な品種選定）	
必要となる施策 4：川下や消費者との結びつき強化による経営の安定 （契約生産・顔の見える販売）	
必要となる施策 5：現状・課題・政策等に関する現場と行政・普及・JA等との 双方向コミュニケーション体制の整備	
（参考）水田農業活性化に向けた具体的施策 3 力年計画	3 1
主要施策の展開方向（概要）	3 2
別表 1：兵庫県水田農業活性化に向けた施策の展開方向	3 3
別表 2：モデル経営体の地域内波及のための具体的施策展開（地域別一覧）	4 1

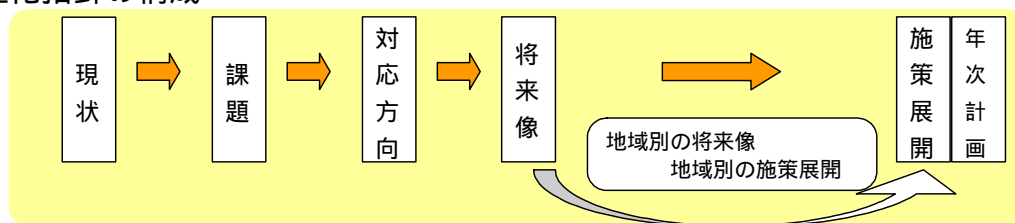
1 活性化指針策定の趣旨

米消費の減少や長期的な米価の下落基調にある中、農業者の減少や高齢化、鳥獣害の深刻化などにより作付意欲が減退し、今般の農政改革に対しても不安と期待が入り交じっている状況にある。

本県は、耕地面積の9割以上を水田が占め、水田農業の衰退は、農業者の経営だけでなく、本県の農村地域の元気自体をも奪うことにつながってくる。

兵庫県農業活性化協議会においては、こうした認識の上に立って、消費者・実需者ニーズに適切に応えることを基本に、水田を効果的にフル活用して農業者の収益性向上を図ることにより、地域の水田農業を活性化させ、若者や女性にも魅力あるものとして再興するとともに、そのことを通じて農地の維持と農村地域の活性化を図るため、平成24年8月から検討を開始した。具体的には、課題の分析、対応方向の検討の場として農業活性化戦略会議を立ち上げ、「兵庫県水田農業活性化指針」の策定を進めるに至った。

2 活性化指針の構成



3 活性化指針の位置づけ

県内農業者及び農業団体、行政、流通業者・団体の担当者など水田農業に関わっている人が、本指針のメッセージを受け取ることによって、明るい将来像をイメージしながら前向きに活動することが出来、今は農業を外から眺めている者も『面白そうだから自分も関わってみたい。』と思えるような、本県水田農業に関わる者のモチベーションを高め、また、グローバル化が進展する中での産地間競争にも打ち勝つ経営を構築していく上での示唆を与える基本的な行動指針として位置づける。

なお、今後も農業活性化戦略会議を常置した上で、本指針は、関係者へ周知、フォローアップも行い、国内外の情勢変化にあわせ、定期的に必要な見直しを行っていく。

4 関係者の役割

- 【農業者】自らが手がけた生産物に誇りを持ち、さらには良いものを求めやすい価格で、正しい生産情報とともに消費者・実需者に提供し、受け入れてもらう真摯な努力を継続していく。
- 【農業団体】消費者、実需者と農業者間を取り持ち、農業者が安定した経営を実践していけるよう活動していくとともに、生産技術指導や農業者への有用な情報を的確かつ速やかに伝達する。
- 【流通・加工・販売を担う企業等】農業者と消費者の中間に位置するものとして、農産物が持つ適正な価値をつなぐことに徹する。
- 【消費者】農業の日々の苦勞に支えられ、産み出される天の恵みを適正に評価し、美味しくいただく。
- 【市町】地域特産物の生産振興など地域特性を生かした施策展開を実施し、農業者に最も近い行政機関として、農業者等への正確な情報伝達、指導・助言を行う。
- 【県】県の事情を十分に踏まえた独自の施策を展開して、県下の作物振興を先導するとともに、国からの情報や県内事例などを的確に伝達し、農業者、関係団体、企業、市町等のコーディネートを行う。

1 モチベーション 動機付け、やる気

2 グローバリゼーション 社会、経済が、国家や地域の境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こすこと。現象世界規模化、地球規模化。

3 フォローアップ 指示や課されている役割などについて、達成状況や進捗、結果を検証・分析し、さらなる指示や修正、アドバイスを行うこと。

1 本県水田農業を取り巻く情勢

(1) 本県水田農業をめぐる諸課題

本県農業は、小規模な兼業農家が多数を占めており、近年は、農家数が減少、高齢化し、地域営農の中心的役割を担う認定農業者や集落営農組織についても伸び悩んでいる。

これに加え、中山間地比率が全国平均に比して高く、鳥獣被害の深刻化などにより、農地では耕作放棄地や不作付地が増加している。

本県は、耕地面積の約9割を水田が占めており、基幹作物は水稻であるが、その米を巡っては、全国的に消費量の減少に歯止めが掛からないうえ、米価については、最近の過剰基調等から下落傾向にある。

また、記録的な猛暑やゲリラ豪雨、季節外れの強力台風などの異常気象による生産物の品質の劣化や収量の減少、燃料・肥料等の高騰、除草・水管理等の地域維持機能の確保のための様々な調整コストの増高、農産物の輸入自由化も見据えた消費者・実需者の多様なニーズへの対応が必要となるなど、生産や経営に係る不確実性が増している。

そのような中、地域においては、米の生産数量目標を基本とした主食用米生産とその他作物の作付が行われ、特定の良食味米品種への誘導等もあって、ほ場条件を生かした適地適作の取り組みについて、個々の農業者が判断することが少なくなっている。この結果、自らの水田農業経営の選択の幅が狭まるとともに、消費マーケットが求める多様なニーズへの対応も困難となり、地域の水田農業の持続的発展に向けた光明が見出しにくくなっている。

(2) 平成25年秋の国の農政大改革と今後の展開方向

我が国は、平成24年11月に、TPP(環太平洋経済連携協定)交渉の参加を表明し、現在、交渉妥結に向けた最終局面を迎えようとしており、今後、日本農業の国際化の進展がますます加速化することが考えられる。

また、今般、国においては、国際化への対応、攻めの農政を進めるべく、米政策の見直しをはじめとした戦後農政の大改革が進められる運びとなった。特に、米の生産調整については、5年後を目途に行政による生産数量目標の配分を転換する方向性が示され、今後ますます生産者自らの経営判断により米生産を行うことが求められることとなり、本県水田農業にとっても一大転機となるものと考えられる。

農業者はもとより、関係者は、この農政改革に積極的にアプローチし、各種施策を十二分に活用する一方で、県及び地域段階においても必要な施策を実施し、水田農業の活性化に向けて取り組む必要がある。

国における農政改革4つの柱

1 農地中間管理機構の創設

産業政策として、農地の有効利用継続や、農業経営の効率化を進める担い手への農地集積・集約化を加速化させることが不可欠。
このため農地中間管理機構を制度化し、関連施策とともに推進する。

2 経営所得安定対策の見直し

従来の経営所得安定対策は、農家一律の支払いなど構造改革にそぐわない点があったことから、米の直接支払交付金及び米価変動補填交付金を行程を明らかにして廃止する一方で、ナラシ、ゲタ対策の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できる仕組みにする。

3 水田フル活用と米政策の見直し

水田活用の直接支払交付金を見直し、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要ある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が自らの経営判断で作物選択できる状況を実現する。それにより、これまでの行政による米の生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた主食用米生産が行えるよう環境整備を進める。

4 日本型直接支払制度の創設

農業・農村の持つ多面的機能の発揮に対して、地域政策として日本型直接支払を創設し、集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来に渡って多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減する。

2 本県水田農業の主な課題と対応方向

消費者、実需者のニーズに応えながら水田農業経営の持続的な発展と水田の利活用の促進等を図り、ひいては国際化の進展にも怯むことなく、自給率の維持・向上と水田農業を基本とした農村地域の持続的発展を図るため、国の各種施策を十二分に活用するとともに、生産・流通・加工・販売等の水田農業に関わる関係者が協力・連携し、本県の強みを最大限発揮して、水田農業の活性化に向けた取組を推進することとする。

情報提供体制

【課題】 新たな制度等について、個々の農業者へ正確に情報伝達することが難しい。
また、農業者個々の経営にあわせた情報提供ができていない。

【対応方向】 農業者の経営内容・レベルに合わせた情報を適切な時期に的確に届ける仕組みを構築するとともに、関係機関による推進チームを編成して施策の普及につなげる。

水 稲

主 食 用 米

【課題】 米消費が減退する中、米の流通の国際化も見据え生産コストを抑えた低価格のものから、良食味で高品質のものまでバリエーション豊富な生産体制の構築が求められている。
また、それにあわせ、実需者が求める新たな品種の導入が必要である。

【対応方向】 直播栽培等コスト低減を図るとともに、3ヒカリ(コヒカリ、ヒルヒカリ、キルヒカリ)への、作付けの偏りの再考も含め、実需者が求める品種の導入など幅広い需要に応える米生産を行う。

酒 造 好 適 米

【課題】 山田錦の需要が高まる一方で、生産者の高齢化等による生産力の低下が懸念されており、その対応が求められている。
また、山田錦以外の酒造好適米については、付加価値を高め、需要拡大を図る必要がある。

【対応方向】 山田錦については、集落営農組織による栽培や援農サポート体制整備により技術伝承も含めた生産シフトを図っていく。山田錦以外の酒造好適米については、ひょうご安心ブランドによる生産等により、販路拡大、需要喚起に努める。

需 給 調 整 米

【課題】 主食用米との価格差や収量確保が難しいこと、制度が複雑であることから生産者が取り組みにくい状況にある。

【対応方向】 需要に応じた作目を適切に選定し、導入していくために、行政・JAは、手続きや需給動向・取引価格等について、農業者への情報提供に努め、取組に当たっては、低コスト生産技術や多収性品種導入を行うことにより、経営安定につなげる。

麦・大豆・野菜

【課題】 麦・大豆生産にかかる助成制度がある一方で、品質向上、収量増に不可欠な排水対策に労力を要するため、低収量・低品質のまま栽培されている事例がある。
野菜は、作付面積、生産量が減少し続けており、増産に取り組む必要がある。

【対応方向】 麦・大豆については、排水不良田での作付けを避け、適地適作を基本とした高品質、多収技術の確立・普及を進める。
野菜は、多収・低コスト栽培技術を確立し、加工業務用向け野菜など多様なニーズに対応できる産地育成を進める。また、麦・大豆、野菜とも食品事業者等との契約栽培により経営向上につなげる。

県産米の消費拡大

【課題】 米の消費量を伸ばす努力もしつつ、消費の中に占める県産米の割合を伸ばしていく必要があり、消費者、実需者ニーズにあった売り先のある米生産を行うことが求められている。

【対応方向】 良食味、安全安心、低価格等の様々な要望に応えられるよう、新たな品種の導入や環境創造型農業への取組、低コスト生産技術等を推進することにより、消費者、実需者と生産者の結び付きを促進するとともに、県産米の生産力・供給力確保や給食用米の供給体制整備を進める。

3 ひょうご五国の水田農業の将来像

本県は「ひょうご五国」と称され、地域ごとに自然条件や営農環境も大きく異なり、特色ある様々な取り組みが展開されていることから、今後の水田農業の将来像を検討するにあたっては、地域ごとに現状分析・課題整理等を行うこととした。

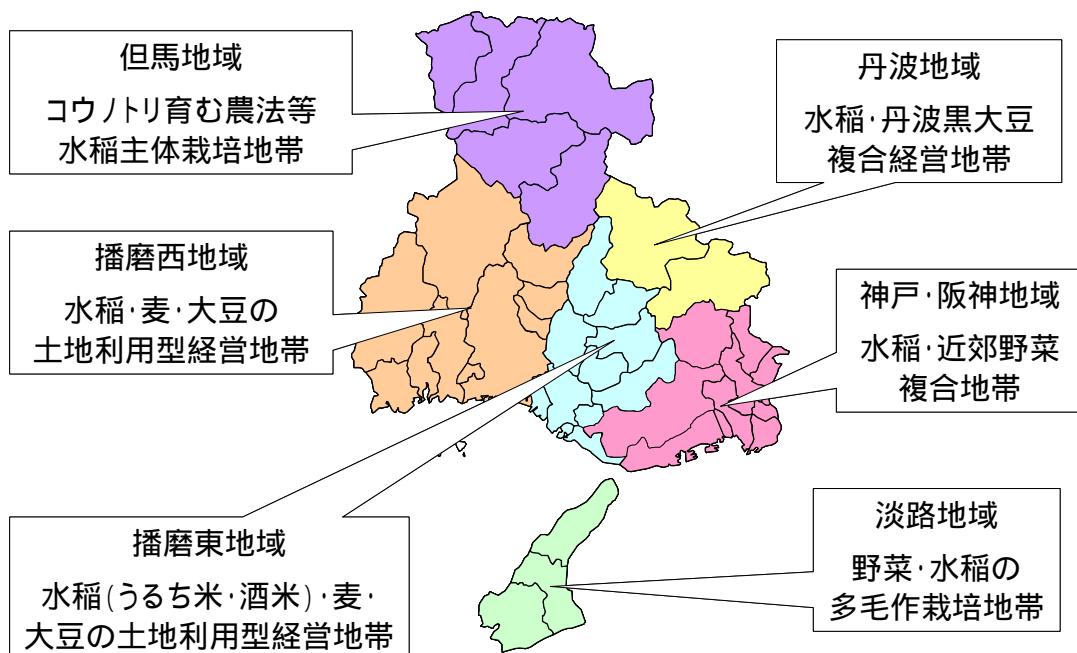
(1) 本県に求められているもの(マーケットニーズ)

本県には優れた農産物、特産品等が数多くあり、消費者、実需者から県産食材の供給拡大を望む声は高い。その一方で、需要に対し生産が追いついていないものや、実需者の声が届いていないなど、需給のミスマッチが生じている。

共通	兵庫県産食材の供給拡大。 食品事業者・畜産農家・都市住民のニーズに応えられる主食用米、需給調整米(加工用・米粉用・飼料用・WCS等)や麦、大豆、野菜、特産品などの供給拡大。
阪神	直売所を中心とした鮮度の高い野菜(葉物野菜、トマト、いちご等)の供給拡大。 大消費地に隣接する産地としての主食用米(学校給食用米等)の供給拡大。
播磨東	高品質な「山田錦」の安定供給。 良質かつ安全・安心な低価格主食用米の供給拡大。 麦茶用・製パン用・豆腐用など高品質で特徴ある麦・大豆の供給拡大。
播磨西	良質かつ安全・安心な低価格主食用米の供給拡大。 醤油用、素麺用など高品質で特徴ある小麦の供給拡大。 醤油用、味噌・豆腐加工用など高品質で特徴ある大豆の供給拡大。
但馬	「コウノトリ育むお米」に代表されるような豊かな風土に育まれた安全・安心で環境にやさしい高品質ブランド米等の供給拡大 低価格な需給調整米(加工用・米粉用・飼料用・稲WCS等)の供給拡大。
丹波	コシヒカリ、黒大豆(枝豆含む)、大納言小豆、やまのいも、栗など丹波ブランドとしての高品質な地域特産物の安定供給。
淡路	たまねぎ・レタス・キャベツ・はくさいなど、各種野菜の全国市場への安定供給。 畜産農家向けの稲WCSや飼料用米の供給拡大。

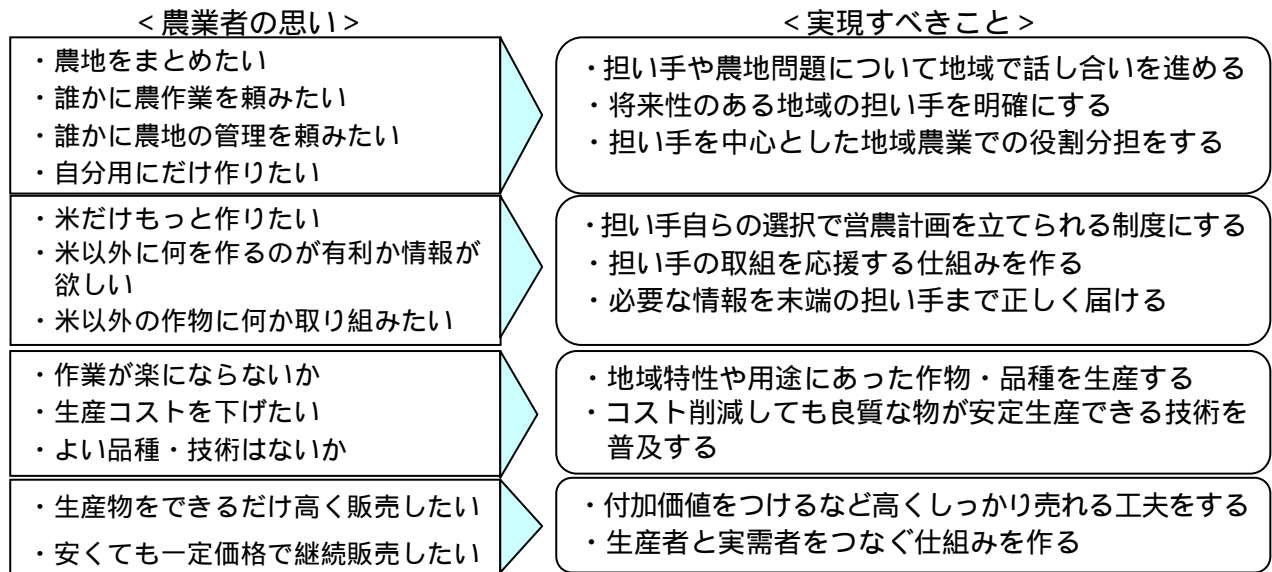
(2) 将来像明確化のためのエリア設定

活性化に向けた取り組みを検討するにあたり、気象条件、主要品目、行政区域等を考慮し、県全体を神戸・阪神、播磨東、播磨西、但馬、丹波、淡路の6つの地域エリアに区分し、それぞれの地域ごとの将来像を明確化することとした。



4 将来像実現のための対応方向（施策の展開方向）

農業者の経営形態毎、将来に向けて様々な思いがあり、思いを実現していくためには、行政・JA・農業者がそれぞれの立場で積極的に課題解決に向けて取り組んでいく必要がある。



同様の課題をグループ化し、将来像実現に向けて実行すべき事項を以下のとおり、大きく5つの対応方向に区分した。

中心的担い手 の生産力向上（規模拡大）

人・農地プラン作成の加速化と農地中間管理機構の活用等により、担い手への農地集積・分散錯圃解消を進め、支援策重点化により規模拡大を促進

水田フル活用（農業者の生産意欲刺激）

米政策の見直しを踏まえて、需要に応じた主食用米生産に取り組む一方で、産地交付金をはじめとする水田活用の直接支払交付金を十二分に活用した産地振興を進め、条件不利地においても、ほ場条件の改善を進めること等により水田の有効活用を促進

マーケットニーズに応え産地間競争に勝つための基礎力UP（適地適作、生産技術向上、適切な品種選定）

適地適作を基本として、低コスト・省力化栽培技術の確立・普及を進め、新たな品種の選定・育成の検討も実施

川下や消費者との結びつき強化による経営の安定（契約生産・顔の見える販売）

給食用米の供給体制整備や、「食」・「農」・他産業との連携、商品開発等に関する新たなネットワークの構築により生産者の新たな流通ルートを確保

現状・課題・政策等に関する現場と行政・普及・JA等との双方向コミュニケーション体制の整備

ホームページによる情報の一元管理や農業者への直接メール配信、関係機関が農業者・団体へ直接出向いて支援を行うなどして事業・制度の普及を実施



【実現したい農業・農村の将来像】

認定農業者や集落営農組織等への農地集積を進めるとともに、それに伴い離農あるいは規模縮小した高齢の農業者や定年帰農者、地域に潜在する女性の能力も積極的に活用した機械オペレーター、農繁期の農作業補助、加工・販売などのパート雇用や家庭菜園ゾーンでの生きがい農業、農地・水保全管理の関係者等が、地域農業との関わりを地域全体に広げ、農業者の経営発展と生きがい農業の両立を進める。

< 対応方向イメージ >

< 必要となる施策1 >

中心的担い手の生産力向上(規模拡大)

- ・中心的担い手への農地集積と分散錯圃の解消
(人・農地プラン作成の加速化、農作業受委託の促進)
- ・経営所得安定対策における担い手等に対する支援重点化(生産数量目標の配分、県域産地交付金の設定)

< 必要となる施策2 >

水田フル活用(農業者の生産意欲刺激)

- ・行き場のある転作作物の生産振興
(需給調整米・麦・大豆・野菜等の生産振興、田畑輪換推進、指導体制整備)
- ・条件不利地の活用意欲を刺激する方策の検討
(獣害対策、ほ場条件整備等)
- ・農業者への正確な情報伝達

< 必要となる施策3 >

マーケットニーズに応え産地間競争に勝つための基礎力UP(適地適作、生産技術向上、適切な品種選定)

- ・適地適作への誘導
- ・低コスト、省力化栽培技術等の確立・普及
- ・高品質な米等の生産拡大
- ・ニーズに応じた品種導入・現地適応性試験実施

< 必要となる施策4 >

川下や消費者との結びつき強化による経営の安定(契約生産・顔の見える販売)

- ・学校、介護・福祉施設給食米の拡大
(供給体制づくり、生産数量目標配分)
- ・食品関連事業者とのマッチング機会創出
- ・契約栽培・顔の見える販売の推進

< 必要となる施策5 >

現状・課題・政策等に関する現場と行政・普及・JA等との双方向コミュニケーション体制の整備

施策の現場普及

平成25年度

- ・産地資金の県域設定
- ・農業者への情報提供
(リーフレット2万部)
- ・加工用米生産団地設置の取組

平成26年度

- ・農作業受委託の促進検討、生産数量目標の傾斜措置
- ・産地交付金の効果的活用、条件不利地の整備・利用
- ・コスト低減・良食味米栽培技術拡大、ニーズに応じた品種選定・導入
- ・給食米拡大や新商品・新産地づくりのための連携体制整備
- ・ホームページによる情報一元管理、農業者へのメール配信 等

平成27年度～

各施策の推進

既存施策の普及

5 水田農業活性化に向けモデルとなる現地取組事例

施策1 中心的担い手の生産力向上(規模拡大)

「地区・地域担い手が一体となった分散錯圃の解消策」(上郡町高田地区)

<経緯>

将来、大規模稲作農家の減少した際の町内農地の管理について危機感を持った町と、農地集積を進める上で、分散錯圃の解消が大きな課題となっていた地域の担い手が先導する形で、人・農地プランを策定

<取組内容>

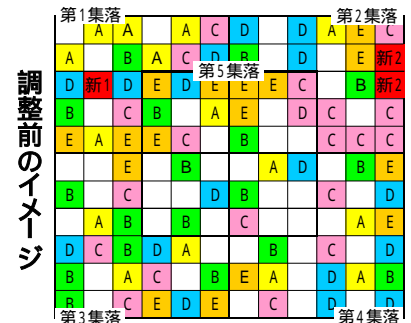
- ・地域農業の10年後を見据え、認定農業者・集落営農組合を中心経営体に位置づけ、旧村単位での人・農地プラン作成を農会長会で決定
- ・一方で、担い手農家同士が、農地を団地化し、営農エリアを決めるための話し合いを実施(これまでは、実施されてこなかった。)
- ・担い手農家は、団地化された農地以外に中山間農地も分担

作成された 人・農地 プランの 概要	中心経営体: H24 10経営体112ha H28 10経営体118ha (うち新規就農者: 2経営体)
	農地集積率: H24 53% H28 55%
	連携農業者: H24 10経営体4.3ha H28 10経営体0.9ha
	分散錯圃解消: 6経営体110.9ha

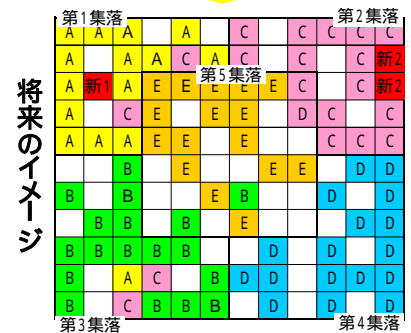
取組のポイント

国制度(人・農地プラン)の積極的活用
 農地の集団化に向けて担い手農家と町が連携
 担い手同士の話し合いにより、農地団地化による相互の経営向上と地域の中山間農地の保全 など

高田地区人・農地プラン
土地利用図のイメージ



分散錯圃の解消



施策3 マーケットニーズに応え産地間競争に打ち勝つための基礎力UP(適地適作、生産技術向上、適切な品種選定)

「水稻生産コスト12,000 技術の実践」(豊岡市中谷地区)

<経緯>

- ・昭和62年に、集落全戸による集落営農組織「中谷営農生産組合」設立。
- ・平成10年に「中谷農事組合法人」を設立し、農業法人化。
- ・平成12年から、育苗・田植え作業が不要な直播栽培技術を取り入れ、低コスト化の取り組みを実施。

(課題) 砕土・鎮圧や播種後の水管理、除草剤のタイミング等、正確な作業による栽培技術の確立

ブランド米(コウトリ育むお米、六方銀米など)の生産に取組む一方で、国際化にも対応できる低コスト栽培の実施

【具体的取組】

平成24年から「水稻生産コスト12,000実践事業」に取り組み、乾田直播によるコスト低減効果を検証

平成24年の生産費は、10,045円/60kgとなり、県の目標値以下の低コストを実現

平成25年度からは、地下かんがいシステム(FOEAS)導入ほ場において新たに乾田直播栽培試験を開始する等、更なる低コスト化を目指す。

更なる低コスト化栽培の実現

競争力のある農産物生産の実践

取組のポイント

早期に直播を導入し経営手法の工夫と合わせて経営改善を実施

直播栽培に対応した機械化体系により作業時間を減らし労働費をカット
 耕畜連携によるたい肥の無料化や発生予察による防除等、工夫重ねる

施策2 水田フル活用(農業者の生産意欲刺激)

「関係機関が連携して取り組む加工用米生産団地の新規形成」(豊岡市立野地区)

<経緯>

- ・平成16年の台風災害復旧事業にかかる残土置場20haが農地として地域に返還される運びに
- ・被災以来、8年間にわたる営農中断により、地元農家の耕作意欲は減退
- ・一方で加工用米は、国内市場において不足気味
- ・国交付金により主食用米に近い収入が見込まれることから加工用米を推進しやすい環境あり

(地域課題) 同市の米の生産目標数量に対する水稻作付(超過)実績は、県内最大一方で、積雪地帯であること等から米の生産による営農継続・活性化が基本

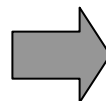
【具体的取組】

人・農地プランを作成し、地域の中心経営体による新たな米生産体制を構築

労働分散のため、通常の米生産作業時期が重ならないよう品種選定

加工用米の基準単収確保への対策として、多収性品種導入を進め、現行制度の運用改善を国と調整

販売先確保のため、行政・JAグループ・米卸売業者が連携農地集積協力金の交付要件等について国と協議調整



加工用米生産団地化へ

需給調整と米生産の両立
地域の営農意欲増大

取組のポイント

販路確保のため関係機関が協力
県、市段階での産地資金設定
JAライスセンター利用等低コスト化
市事業でライスセンター利用料助成
など

施策4 川下や消費者との結び付き強化による経営の安定

「食品事業者との契約栽培によるバジル生産への取組」(たつの市上笹・下笹地区)

<経緯>

- ・平成16年以降、集落営農組織として食品事業者とバジルの契約栽培を開始
- ・平成18年に、対外的な信用面や取引の有利性から「株式会社 ささ営農」を設立し、農業法人化
- ・無農薬栽培にも取り組み、ひょうご安心ブランド農産物の認証取得
- ・平成24年に約1.8ha、25年には、約3.8ha(他の農家への委託分含む)と、バジル栽培面積を順次拡大

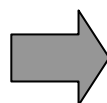
【具体的取組】

バジル一次加工品(バジルペースト)製造を目指し、平成24年に6次産業化総合化事業計画認定(バジル加工追加認定)

食品事業者と一体となったバジル加工場稼働準備(業務提携、資本提携、加工技術指導等に係る合意形成)

バジルペースト加工場の建設(H26年3月完成予定)

バジル生産出荷体制の強化に向け、省力機械を導入(畝立・施肥・マルチ同時作業機、収穫機、移植機(予定))



食品企業との連携による6次産業化の実践

新たなブランド農産物の創出による経営向上

取組のポイント

安定栽培技術の確立(技術指導等)
生産出荷体制の整備(機械導入等)
食品事業者との連携によるwin-winの関係構築
など

【生産者メリット】

- ・企業ノウハウを活用し、経営発展
- ・雇用の安定、福利向上
- ・バジル産地拡大による地域への貢献



【食品企業メリット】

- ・産地加工による高品質一時加工品の確保(競争力のある商品開発)
- ・自社工場の効率的利用

本県水田農業の現状と課題等

1 本県における水田農業の位置づけ

(1) 生産面から見た重要性

本県の農業は、「日本の縮図」と呼ばれるほど多様な自然環境のもと、耕地面積は平成25年度で75,800ha、うち水田が69,300haと全体の91.4%を占め、耕地面積に対する水田率は、富山県(95.8%)、滋賀県(92.3%)に次ぐ全国第3位となっている。

このため、本県では、水稲、麦、大豆を組み合わせた「2年3作」の生産体系等が各地で営まれ、黒大豆やいちじくなど水田でも作付け可能な作物が特産品として振興されてきた。

耕地の水田率

順位	全国・県	平成25年度			水田率
		計	田	畑	
		ha			%
	全 国	4,537,000	2,465,000	2,072,000	54.3
1	富 山	59,100	56,600	2,450	95.8
2	滋 賀	53,000	48,900	4,150	92.3
3	兵 庫	75,800	69,300	6,550	91.4
4	福 井	40,700	36,900	3,790	90.7
5	新 潟	173,000	153,300	19,800	88.6
6	秋 田	149,700	130,600	19,100	87.2
7	石 川	42,700	35,700	7,010	83.6
8	香 川	31,500	26,100	5,400	82.9
9	宮 城	129,600	105,700	24,000	81.6
10	山 口	49,200	40,000	9,180	81.3

(出典:平成25年耕地及び作付面積統計)

(2) 流通・消費面から見た重要性

本県は、阪神間に大消費地(県人口の6割、330万人)を抱え、都市住民が安心・安全で豊かな生活を継続して営めるようにするためには、後背地の食料供給基地における安定的な食料生産が非常に重要である。

また、醤油醸造業者などの食品産業や灘五郷に代表される酒造業者などが、本県の水田農業とともに共生・発展し、消費者の生活に豊かさをもたらしてきたことも忘れてはならない。

(3) 水田が持つ多面的機能の観点から見た重要性

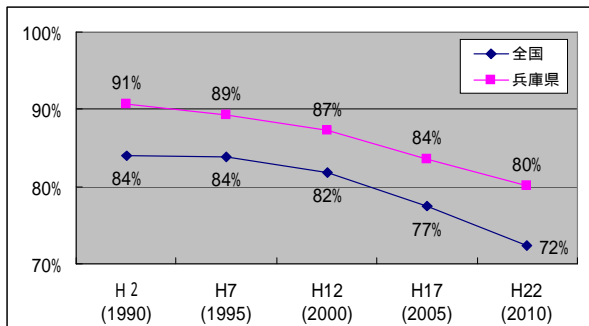
水田は雨水を一時的に貯水し、多様な生き物を育むなどの特性を持っているため、土砂災害や洪水の防止、水源かん養、レクリエーションや体験学習の場の提供などの多面的機能を有している。また、地域住民はもとより都市生活者にも、防災機能による生活の安全や美しい農村風景による心の豊かさの醸成等の恩恵を与えている。

2 本県の水田農業の現状

(1) 人・農地の状況

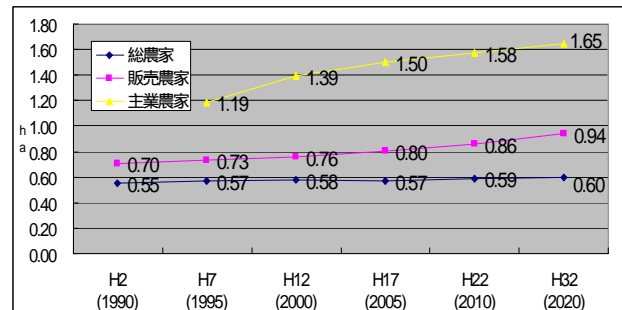
本県は、兼業農家の割合が80%と、全国(72%)に比べて高く、主業農家¹の1戸当たりの経営耕地面積は、1.58haと全国(5.1ha)の4割にも満たない規模となっている。

兼業農家の割合



(出典: 農林業センサス)

農家1戸当たりの経営耕地面積の推移と見通し(すう勢)



1戸当たりの経営耕地面積(H22)

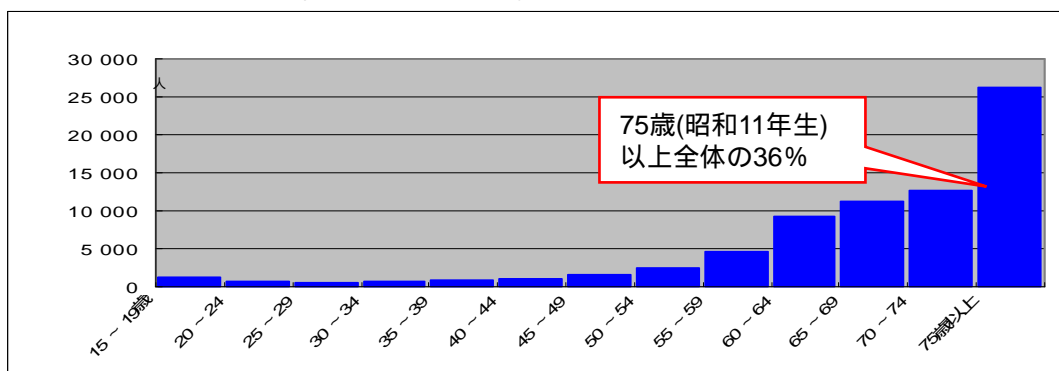
販売農家(H22): 兵庫県0.86ha 全国1.96ha

主業農家(H22): 兵庫県1.58ha 全国5.1ha

(出典: 農林業センサス)

さらには、販売農家²の平均年齢が67.8歳(全国平均65.8歳)であるうえ、75歳以上の割合が3分の1を占めており、高齢化の進行が深刻である。

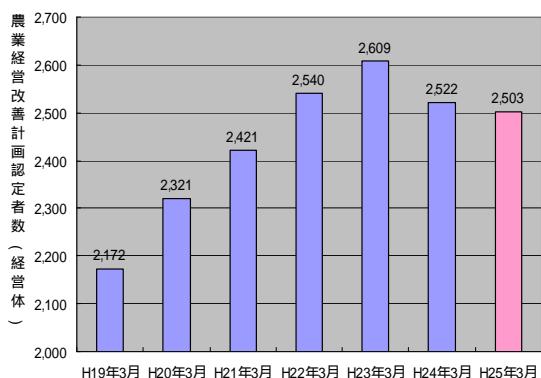
2010時点の販売農家(農業就業者人口)年齢構成



(出典: 農林業センサス)

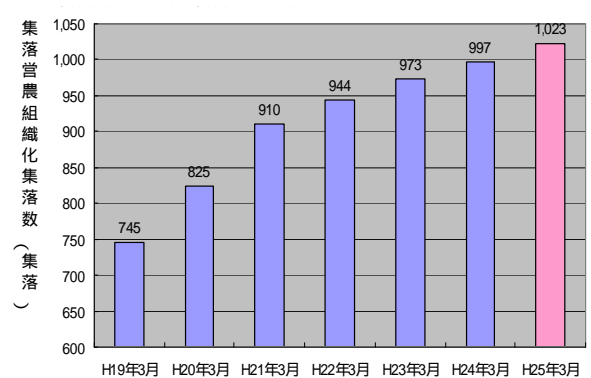
そのような中で、地域農業を担う認定農業者数は減少しており、集落営農の組織化についても、近年、伸びが鈍化している。

認定農業者数の推移(本県)



(農業経営課調べ)

集落営農組織化集落数の推移(本県)



(農業経営課調べ)

- 1 主業農家 農業所得が主(農家所得が50%以上)で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- 2 販売農家 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

一方で、青年就農給付金¹等の制度措置により新規就農者は増加傾向にある。

新規就農者数の推移

(農業経営課調べ)

H20年度 (H21.3末)	H21年度 (H22.3末)	H22年度 (H23.3末)	H23年度 (H24.3末)	H24年度 (H25.3末)
184	180	187	193	296

また、本県の水田農業は、平野部から狭小な農地が点在する中山間地域まで幅広い生産条件を有し、各地域の気候風土に適した特産物栽培や大消費地に近い立地を活かした都市近郊農業など、各地域の状況に即した多種多様な農業生産が行われている。

都市近郊の立地を生かした野菜生産等を行う神戸・阪神地域、

水稻(ヒノヒカリ・キヌヒカリ・山田錦等)や麦・大豆の県内における中心的な生産地帯である播磨地域、

コウノトリ育む農法²等による環境創造型農業が広がる但馬地域、

黒大豆をはじめとした特産品生産が盛んな丹波地域、

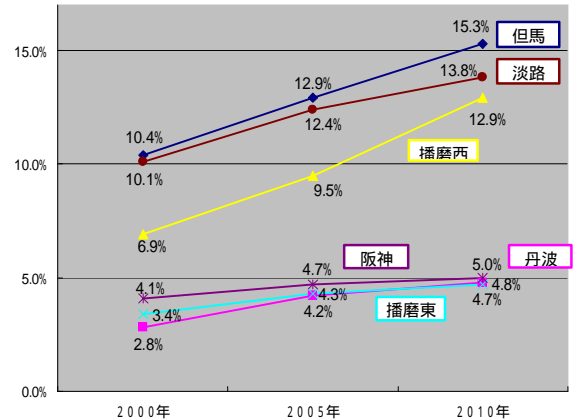
タマネギ・レタス等の全国的な産地である淡路地域

本県は中山間地域の占める面積割合が高く(70.1%)、全国平均(64.8%)を大きく上回っており、主に、県の中中部から北部と淡路島北部に分布している。

中山間地域においては、狭小な農地も多く、日照の問題や水の確保など農地管理が難しく、効率的な作業が行えないことから、耕作放棄地の発生割合が非常に高くなっている。

また、これら地域では、鳥獣による農作物被害が常態化、深刻化しており、地域の農業者の耕作意欲減退の大きな要因ともなっている。

地域別耕作放棄地率の推移



(農林業センサスより算定)

本県の野生動物による農林業被害額及び捕獲頭数

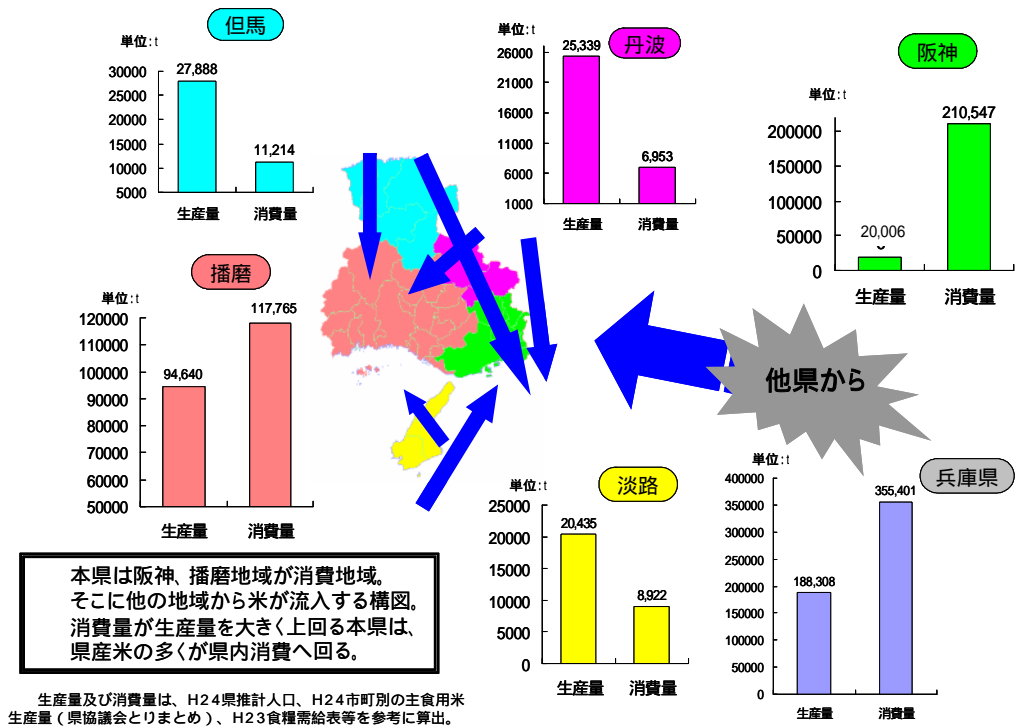
項目	H21年度	H22年度	H23年度	H23/H22 増減率(%)
被害額(千円)	842,272	973,935	885,121	91
シカ	433,131	470,689	435,802	93
イノシシ	195,971	294,009	254,784	87
捕獲数(頭)				
シカ	20,106	36,774	34,884	95
イノシシ	9,031	18,287	11,957	65

(兵庫県森林動物研究センター作成資料)

1 青年就農給付金 就農するために、研修機関や先進農家等で研修を受ける青年就農希望者に、1人あたり年間150万円(最長2年間)を給付する国の制度
 2 コウノトリ育む農法 多様な生き物を育み、コウノトリも住める豊かな文化、地域、環境づくりを目指すための農法

(2) 本県産米へのニーズ

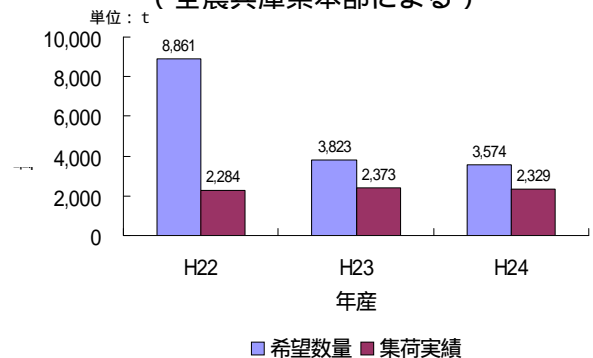
本県の主食用米生産量は、県民の消費量と比較した場合、約半数しかカバーできない生産量であり、県民の消費する米は、その多くを他県産がまかなっていることになる。



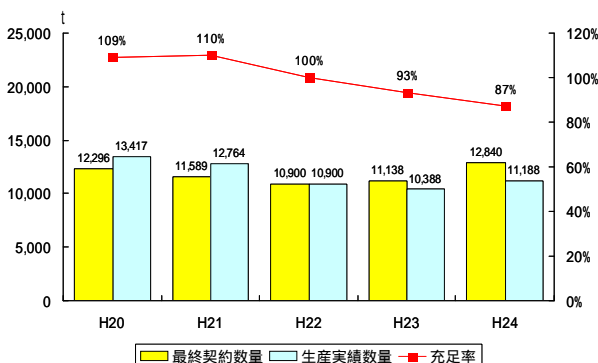
消費人口を多く抱える本県においては、消費量の面では、県内に需要拡大の余地があることや、今後、学校給食米の需要増が見込まれている現状から、高品質なものや低価格帯の米生産を進めることにより、県産米供給拡大が可能であると考えられる。

なお、実需者からの本県産加工用米、山田錦を求める声は、根強いものがあるが、その要望に応えられていない現状にある。

本県の加工用米に対するニーズ (全農兵庫県本部による)



酒造会社から全農兵庫県本部への山田錦申込数量と充足率



学校給食用米の需要増見込み

開始時期	米飯給食実施市町	週平均実施回数	増加見込量 (玄米トン)	合計需要量 (玄米トン)
H25	上郡町	5	12	3,978
	洲本市	3.5	11	
H26	加西市	4	16	4,008
	稲美町	3	14	
H27	神戸市	3	42.6	4,547
	芦屋市	3	18	
	明石市	3	9.5	

- 1 年度途中からの開始市町については、年間需要量で試算した。
- 2 児童・生徒数減少にともなう需要量は試算に含んでいない。

(総合農政課推計)

(3) 本県水田農業経営の状況

野菜や酪農・肉用牛については、販売金額500万円以上の農家割合が全国水準にある中、水稲は全国平均の4割と低い水準にある。

また、米の生産コストは全国平均の約1.4倍、10a当たりの経営所得は半分以下であり、高コストで低収入の経営状況となっている。

主業農家(部門別)の状況

経営部門 (単一経営) ¹	兵庫県		全国	
	平均規模	販売金額500万円以上の農家割合	平均規模	販売金額500万円以上の農家割合
稲作	1.88ha	8%	4.03ha	20%
露地野菜	1.10ha	45%	2.47ha	55%
施設野菜	1.18ha	76%	1.36ha	79%
酪農	27.0頭 ²	96%	30.7頭 ²	96%
肉用牛	26.3頭 ²	66%	47.6頭 ²	61%

1 単一経営とは首位部門が8割以上農家

2 販売農家全体の1経営体当たりの平均経営規模

(出典: 農林業センサス)

米60kg当たりの経営費比較

単位: 円

	物財費						労働費	支払利子・地代	費用計	10a当たり所得
	肥料費	農薬費	建物費	農機具費	その他					
全国	9,478	1,018	848	806	3,060	3,746	4,191	2,332	16,001	41,380
兵庫県	14,330	1,587	881	1,412	5,737	4,713	5,569	2,310	22,209	19,230
佐賀県	8,537	902	1,021	420	2,421	3,773	3,493	1,506	13,536	51,862

(生産費統計)

さらには、平成24年度の農業者戸別所得補償制度による交付件数は全国1位であるものの、交付金の支払額は同13位であるなど、小規模農家の割合が高いため、同制度においても10a控除部分の該当面積が多くなるなど、制度活用の面でも不利な状況にある。

平成24年度農業者戸別所得補償制度支払件数

(単位: 件)

	支払実績件数			
	うち個人	うち法人	うち集落営農	
全国	1,118,436	1,102,643	8,330	7,463
兵庫	64,121 [全国1位]	63,558 (99.1%)	153 (0.2%)	410 (0.6%)
石川	18,187 [全国31位]	17,836 (98.1%)	211 (1.2%)	140 (0.8%)

()内は各県の支払実績件数に占める割合

平成24年度農業者戸別所得補償制度支払金額

(単位: 億円)

	米の所得補償交付金			水田活用の交付金	計
	定額部分	変動部分			
全国	1,552	1,552	0	2,223	3,775
兵庫	39.2	39.2	0	32.5	71.7
	2.5% [全国13位]			1.5% [全国22位]	1.9% [全国17位]
石川	34.1	34.1	0	17.5	51.6
	2.2% [全国17位]			0.8% [全国31位]	1.4% [全国25位]

農業者戸別所得補償制度の1件(戸)当たりの交付対象面積は、石川県が1.3haであり、兵庫県(0.5ha)の約2.5倍の規模となっている(交付対象面積は10a控除前を用いて算出)。

3 水田農業に関する課題と対応方向

(1) 情報提供体制

関係機関で、農業者等への情報伝達の仕組みを作り、速やかな制度周知等に努めます。

〔現状〕農業者への制度周知や事業に関する情報提供方法としては、多くの場合、市町・JAより農会長等を通じ、集落農業者へ伝達されている。主な情報としては、生産数量目標、経営所得安定対策等事業制度の説明等があるが、提供頻度も低く、その際に行政等から農会長への伝達される情報量は膨大である。

また、農業者に対し画一的な情報提供をする場合が多く、個々の経営を考慮した情報伝達にはなっていない。

〔課題〕個々の農業者に情報伝達されるまでに、各段階で内容の不正確さが次第に増し、意図が伝わりにくいことや、農会長等に依存した情報伝達のため、全ての農業者に正確に情報伝達出来ているかの確認が非常に難しい。

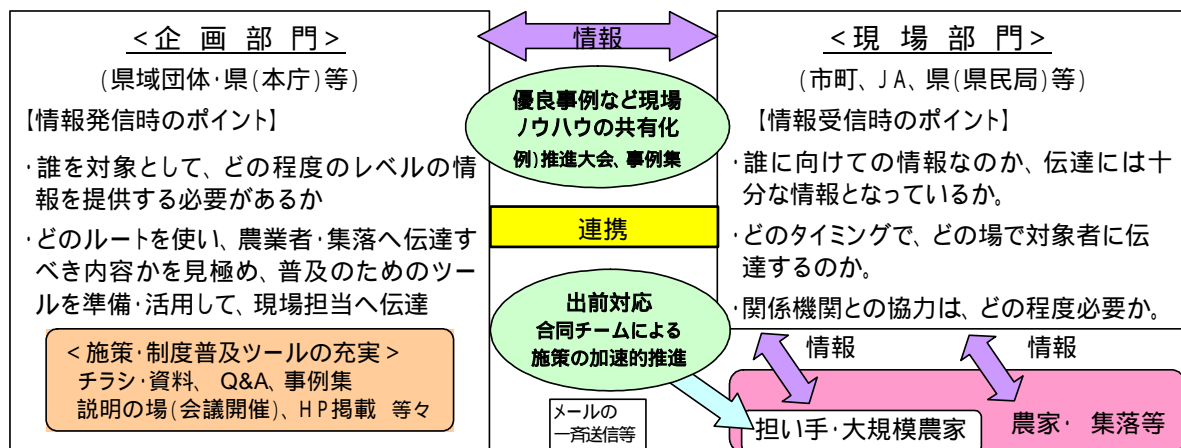
また、情報伝達の際には、誰もが理解出来ることを前提とした内容、量の情報となることから、個々の経営に合わせた経営発展につながる情報は提供出来ておらず、特に高度な経営を目指す経営体に対する情報提供のあり方を検討する必要がある。

〔対応方向〕農業者の経営内容・レベルに合わせた情報を、適切な時期に的確に届ける仕組みを構築していくために、その情報（施策）が、誰に向け発信されるべきものかを明確にし、情報を伝達する担当者に対し、十分な情報と現場説明のためのツールを準備し、速やかに会議等の場を通じ伝達をする。

また、伝達した情報に対する問合せに迅速な対応ができるよう、対応窓口を設置するとともに、関係機関による推進チームを編成（再構築）して、施策の普及推進にあたる。

〔必要となる情報提供体制のイメージ〕

企画部門と現場部門の連携



現場体制

活動パターン1 関係機関相互の役割分担

広域で、多数の農業者への説明等が必要な場合など、スピード感を持って対応するためには、関係機関でエリア分けや分担をし、農業者、集落への情報伝達に大きなタイムラグがないよう対応

迅速な施策の周知

〔新たな制度周知、気象や防除等に関する情報など〕

活動パターン2 関係機関が一体となって対応

事業申請と栽培指導や法令手続きなどが同時に関係する補助事業実施等について、関係機関が、個別に農業者、集落に対応するのではなくチームを編成して、同時に対応

課題の早期解決・総合的な施策推進

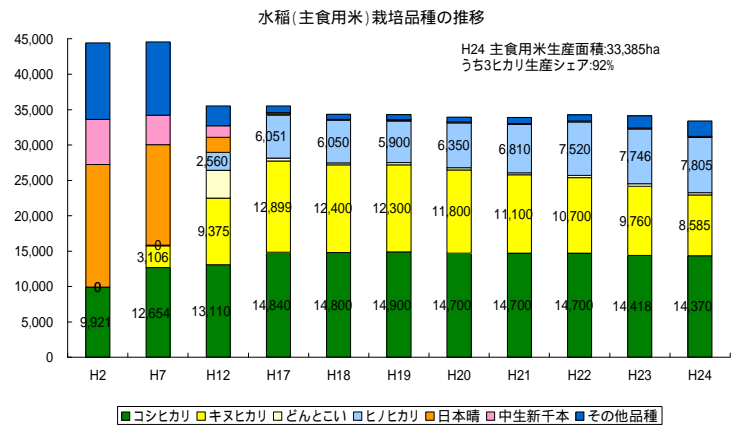
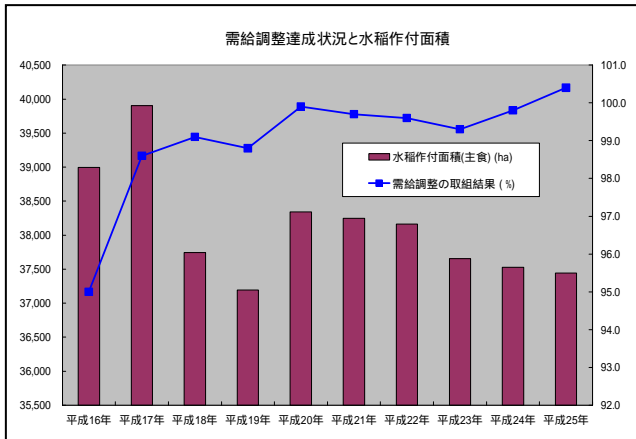
地域における計画策定や補助事業の導入など

(2) 用途別の米生産等
主食用米

低コスト化、高品質化など幅広いニーズに対応できる主食用米生産を普及していきます。

〔現状〕全国的にも米全体の消費量が減少を続ける中、近年、本県に対する米の生産数量目標も年々削減されており、それに伴い主食用米の作付面積減少が続いている。

本県的主食用米は、約19万t生産されていると推計され、県民の年間消費量（推計：約36万t）に対し、約5割程度の生産規模である。作付品種については、コシヒカリ、ヒノヒカリ、キヌヒカリの作付面積が、全体の92%と偏りが見られる。



本県的主食用米作付面積、需給調整の取組結果、生産数量目標の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
水稲作付面積(主食) ha	38,998	39,905	37,745	37,191	38,341	38,249	38,161	37,653	37,527	37,445
需給調整の取組結果 %	95.0	98.6	99.1	98.8	99.9	99.7	99.6	99.3	99.8	100.4
生産数量目標 t	199,590	197,170	193,980	195,600	193,400	193,400	193,010	190,970	189,470	187,940

〔課題〕米の消費量が減少する中で、県産米のシェアを確保する必要があり、生産コストを抑えた低価格帯の米から、良食味米など高品質米まで、バリエーション豊かな商品生産体制の構築が必要である。また、それに合わせ、実需者のニーズに合わせた品種導入等についても検討する必要がある。

〔対応方向〕国際化を見据え、直播栽培等の導入によりコスト低減を図るとともに、食品事業者等が求めるニーズに対応した品種の導入等による米生産を行い、幅広いニーズに対応できるよう取り組んでいく。

なお、5年後を目途に生産数量目標の配分方法転換が打ち出されているが、経営所得安定対策制度下の米生産では、現状においても、生産数量目標に基づく計画的生産の実施は各農業者の判断に委ねられている点を改めて周知し、県全体の米の生産力向上に向け適切な啓発を行う。

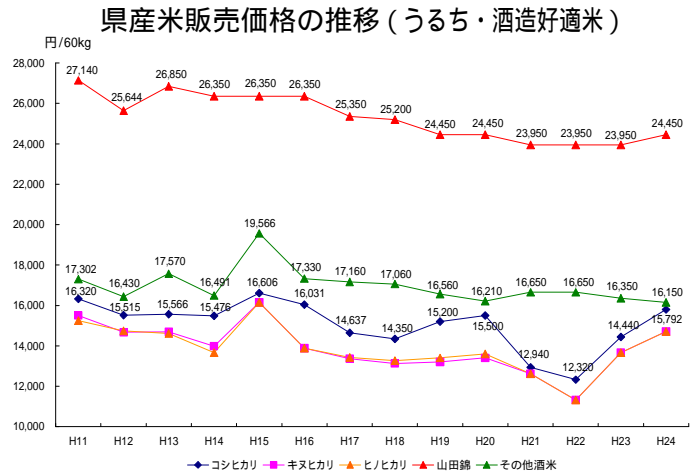
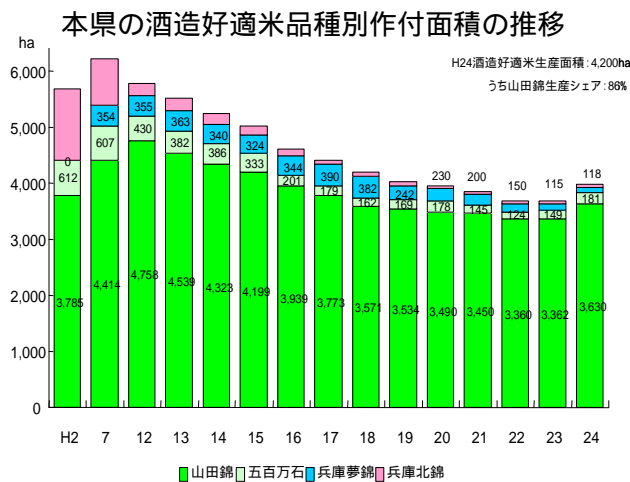
また、今後需要増が見込まれる学校給食米等への県産米の安定供給体制を構築する。

酒造好適米

担い手を育成・確保し、実需者からの需要に応える増産体制を構築します。

〔現状〕清酒の消費低迷にともない、酒造好適米の生産は全体としては減少傾向にあるものの、吟醸酒、純米酒などの需要増により山田錦の需要が増し、生産は上昇傾向に転じているが、生産者の高齢化や米の生産数量目標の削減が続く中、需要に応じた生産量確保が十分行えていない現状にある。

そのような中で、山田錦の販売価格は、やや下落傾向にあるものの、依然としてうるち米より5割程度高値となっている。一方で、単収はうるち米より2～3割低く、生産者は、個人（個別経営体）による対応がほとんどで、経営規模も50a程度と小規模であることから、価格差ほどの収益はあげられていない。



〔課題〕山田錦への需要の高まりが続く中、生産者の高齢化進行による生産力の低下を食い止めるとともに、村米制度の維持・拡大を図りながら需要情報の共有化により増産への対応を図る必要がある。

山田錦以外の酒造好適米については、環境創造型農業によるものなど、個性・特徴ある生産を行うことにより付加価値を高め、需要拡大を図っていく必要がある。

〔対応方向〕吟醸、純米等の高級酒への需要の高まりや、清酒の輸出増にも対応していけるよう、山田錦については、生産技術の平準化、適地への作付誘導により産地化を維持拡大することや生産者の確保に努め、増産を進めていく。

また、実需者からの需要量の情報を生産現場へ伝達する仕組みづくりをすることにより、生産意欲の拡大につなげ、グレードアップ兵庫県産山田錦¹などの品質向上対策についてもさらに取り組みを進める。

山田錦以外については、ひょうご安心ブランド²方式による生産など、付加価値をつけた生産物とすることにより、販路拡大、需要喚起に努める。

なお、新たに措置されることとなった酒造好適米の枠外増産制度を有効に活用し、実需者からの要望に対応するとともに、水田フル活用を進め、経営向上にもつなげていく。

1 グレードアップ兵庫県産山田錦 品種特性を失うことがないよう種子更新をすることや生産工程管理の仕組みの確立、調整時の網目の拡大のほか、産地情報を充実するなどして、山田錦をグレードアップさせる取組
2 ひょうご安心ブランド 人と環境にやさしい栽培方法により生産し、農薬を使用した場合は、残留農薬の自主検査（食品衛生法における基準の1/10以下）できる体制を整備した生産者集団に県が認証する制度

需給調整米

低コスト化の推進と実需者との結び付きによる安定生産・供給を進めます。

〔現状〕加工用米については、県内に酒造会社が多く存在することから、清酒用の掛け米としての需要が高いにもかかわらず、主食用米に比べて安価であることに加え、基準単収の問題から取り組みが敬遠されている。

米粉用米は、国の助成や消費PRの効果等より順調に作付けを伸ばしてきたが、在庫の増加等による契約数量減少により、生産が減少している。

備蓄米は、主食用米との価格差等からこれまで本県としての取組はなかったが、都道府県枠の設定や産地資金の措置が行われ、平成25年度より取組が始まった。

輸出用米は、経営所得安定対策における助成措置がなく、生産者にとっては経営面では取組を進めにくい状況にある。

飼料用米は、地域の養鶏農家等実需と結んだ取組がされている。

WCS用稲については、淡路地域を中心に県下各地で、地域の酪農家と結びついた取組が行われている。

本県における需給調整米取組面積

単位:ha

	H22	H23	H24	H25
加工用米	496.0	594.1	616.6	699.9
米粉用米	50.3	71.6	57.9	27.0
輸出用米	10.2	11.9	23.3	23.3
飼料用米	26.9	112.3	127.5	126.1
WCS用稲	191.7	319.6	361.7	396.4
合計	775.1	1,109.5	1,187.0	1,272.7

(農業経営課調べ)

参考) H25 備蓄米取組予定面積 109.5ha

〔課題〕加工用米は、主食用米との価格差や、出荷にかかる基準単収設定などにより生産者が取り組みにくい環境にあり、需要に見合った生産量が確保できていない。

米粉用米は、需要が安定していないため、本県産米の特徴を活かした新たな需要の喚起と、安定的な取引等を進める必要がある。

備蓄米・輸出用米については、手続き等情報が農業者へ十分届いていないため、適切な情報伝達が求められる。

飼料用米は、新たな国の助成制度を活用するために種苗確保や生産技術の普及、JAシステムによる広域流通の仕組みの構築、さらには、地域内畜産農家と連携した需要の創出・確保を図っていく必要がある。

WCS用稲も同じく、畜産農家と連携した需要拡大を図るとともに、生産体制の整備を進める必要がある。

〔対応方向〕米の生産数量目標の枠外で生産可能な需給調整米については、麦・大豆の栽培ができない地域等において、水田を維持し、面的な利用をしていく観点からも非常に重要であり、需要に応じた品目を選定し、導入を図る必要がある。

なお、取り組みに当たっては、低コスト生産技術や、基準単収への対応のため多収性品種の導入を行うことにより、経営向上・安定につなげる。

行政、JA等関係者は、手続きや取引価格に関する情報について、生産者への的確な周知を進めていく。

(3) 麦・大豆及び野菜

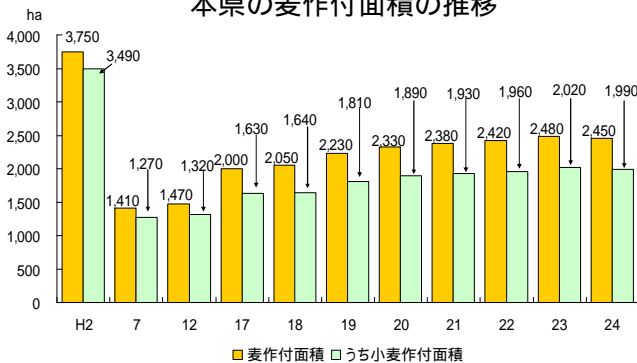
適地適作を基本に、収益性の高い、売り先のある作物生産を推進します。

〔現状〕国の施策誘導もあり、近年、本県の麦の作付面積は増加傾向にあるが、単収は、全国平均の6～7割程度と低位である。

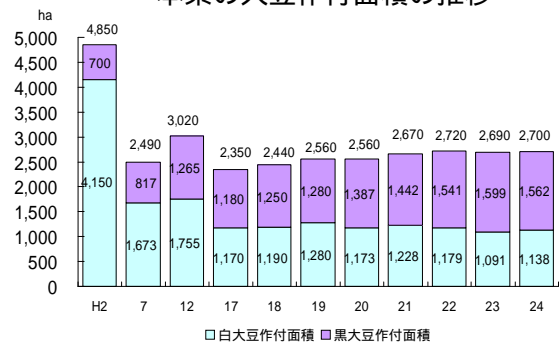
大豆生産は、近年、黒大豆の作付けが順調に伸びてきている一方で、白大豆はほぼ横這いで推移している。単収は麦と同じく全国平均と比較してかなり低い状態である。

また、麦では、高タンパク麦、麦茶用大麦、地域特産のもち麦など、大豆ではもち大豆の生産・加工など、一部地域で高付加価値化の取組は見られるものの、取組地域は限定的であり、生産物販売による収入ではなく、助成金を目的とした作付けが続けられている例も見受けられる。

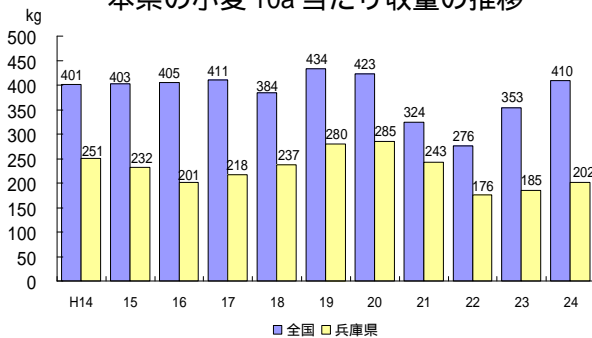
本県の麦作付面積の推移



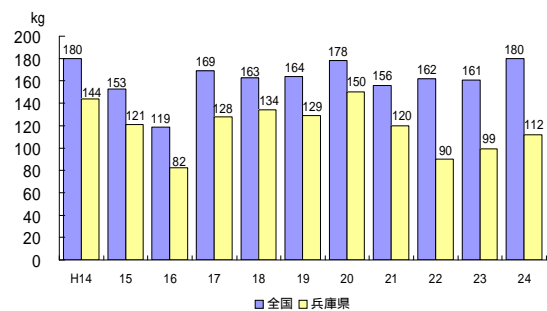
本県の大豆作付面積の推移



本県的小麦10a当たり収量の推移



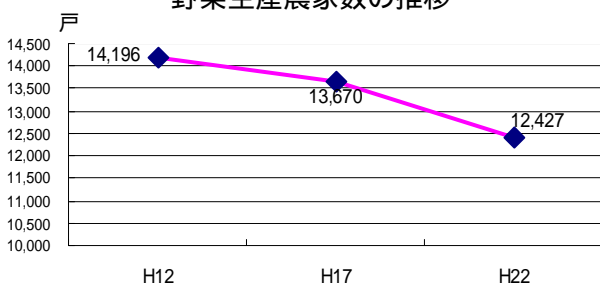
本県の大豆10a当たり収量の推移



(農林水産省作物統計等より)

野菜については、生産農家数が、近年大きく減少しており、生産規模の拡大も進んでいない状況にある。専業農家による生産は概ね維持できているものの、兼業農家による生産からの撤退が要因となり、長年、生産量が減少を続けており、過去20年の間に生産量が約6割にまで低下している。

野菜生産農家数の推移



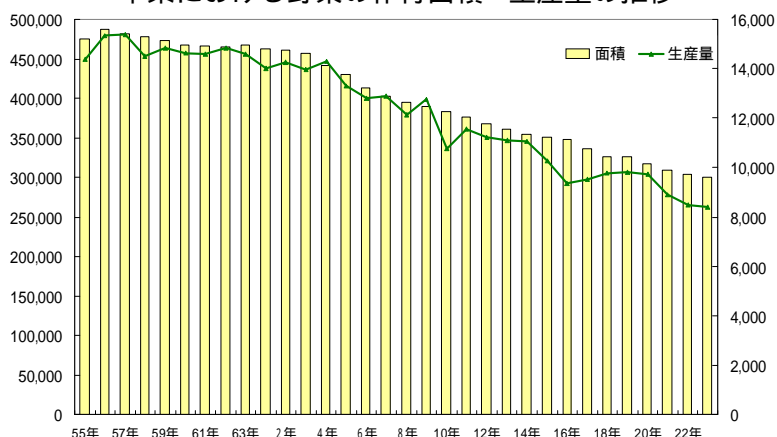
本県野菜生産農家の生産規模の推移

	H12	H17	H22
作付面積 (ha)	11,747	10,745	9,720
野菜生産農家 (戸)	14,196	13,670	12,427
平均規模 / (a/戸)	82.7	78.6	78.2

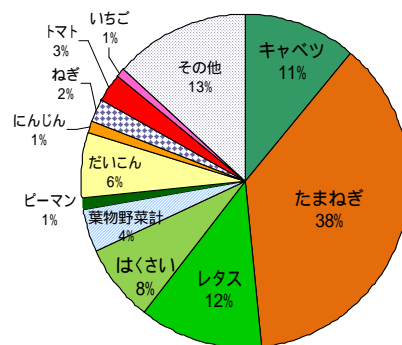
(農林業センサス)

(農林業センサス)

本県における野菜の作付面積・生産量の推移



本県における野菜作付品目の割合 (H23)



〔課題〕 麦・大豆は、国の助成制度が措置されている一方で、品質を上げ、収量を向上するための排水対策などに労力を要するため、低収量・低品質のまま収穫されている事例があり、適地における高品質・多収生産に向けた取組が必要となっている。

野菜については、兼業農家による野菜生産の減少に対して、専業農家、新規就農者、集落営農組織や農業人材派遣組織が行う援農により、都市近郊の立地を生かした増産を行うことが必要である。

また、いずれの品目も安定的な生産・経営のためには、実需者のニーズに応じた生産が求められる。

〔対応方向〕 麦・大豆については、排水不良田での作付けを避け、適地適作による高品質・多収量生産の確立・普及を進めるとともに、さらに意欲ある生産者については、地下かんがいシステム (FOEAS) の導入を進めるなど、生産性を高めていく。

また、食品事業者等との契約栽培を進め安定的な経営につなげるとともに、実需者ニーズを踏まえた品種の選定・導入を進める。

野菜については、県内生産量の約7割を占める国・県指定産地の育成・充実を主体として、地域内流通向けや加工・業務用向け産地の育成を図ることにより多様なニーズに対応できる産地育成を推進することとし、多収・低コスト栽培技術の確立や、集落営農組織によるキャベツ生産など外食産業、加工業者との契約販売の推進、価格安定制度を活用した安定供給のほか、特徴ある野菜生産の拡大のため、兵庫県認証食品の量的拡大を進める。

また、ICT (情報通信技術) 活用による産地強化についても実証を行い、産地への導入を推進していく。

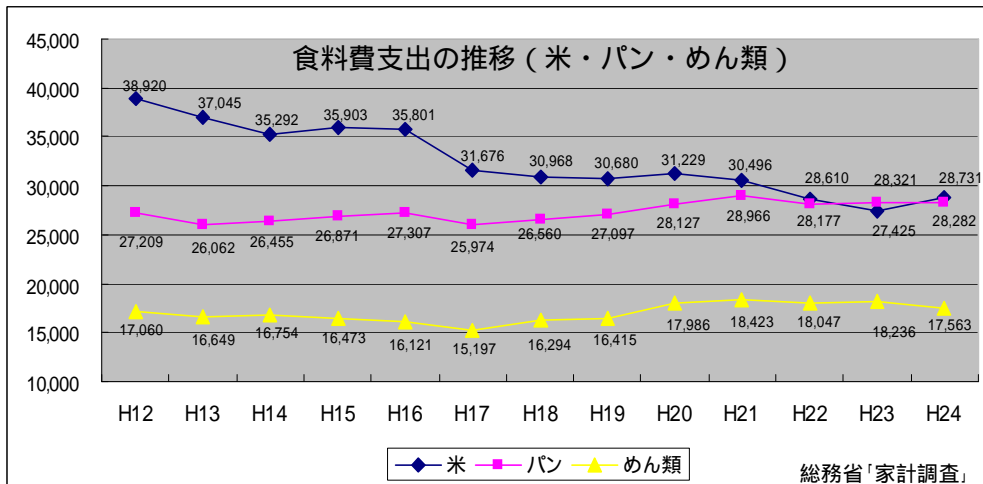
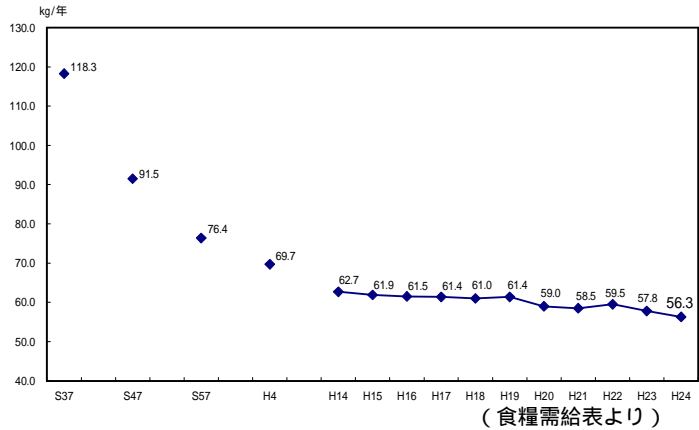
(4) 県産米の消費拡大対策

バリエーション豊富な米づくりを展開し、県産米の消費拡大を進めます。

〔現状〕米の消費量は、ピークであった昭和37年より、大きく減少を続け、平成24年には、ピーク時の半数にも満たない、56.3kgにまでが減少している。

また、最近では1世帯当たりの食料支出において、パンと米の購入額はほぼ同額となっている。

国民1人当たりの米の消費量の推移



米の消費拡大のPR活動等が、国・県・団体のそれぞれの段階で幅広く実施されているが、消費の拡大にはなかなか行かない現状にある。

なお、米飯学校給食については、実施回数は伸びてきており、新たに導入を予定している所もあることから、今後、給食用米の需要増が見込まれている。

〔課題〕米の消費量が減少を続ける中、消費の総量を伸ばす努力もしつつ、一方で、消費の中に占める県産米の割合を伸ばしていく必要がある。そのためには、地域ごとの特徴を生かした米作りや県全体としての主食用米の生産ロットを増加させることにより、消費者、実需者のニーズにあった売り先のある米生産を行う必要がある。

〔対応方向〕ニーズにあった米の生産、販売を進めていくために、良食味、安全安心、低価格等の様々な要望に応えられるよう、新たな品種の導入や環境創造型農業への取組、低コスト生産技術等によるバリエーション豊富な米づくりを推進するとともに、消費者、実需者と生産者の結び付きを促進する。

また、積極的な水田の維持、活用により県産米の生産力・供給力確保に努める。

なお、子供たちへの食育活動や米飯学校給食を通じ、将来に渡る長期的な視点での消費拡大対策として、給食用米の供給体制について関係機関での連携を強めていく。

地域別将来像

< 神戸・阪神地域：水稲・近郊野菜複合地帯 >

地域の現状と課題

都市部に立地し、水稲栽培以外に施設栽培等の野菜生産が盛んであるが、麦、大豆の生産は低調であることから、生産調整への対応として、様々な需給調整米の取組が進められている。

農地集積に関しては、立地上、都市的土地利用との兼ね合いで特に利用権設定が進みにくく、規模拡大が難しい地域であるほか、野菜栽培など、個別の営農が営まれているため、集落営農の組織化がやや低調で、今後、農作業・農地の受け皿として、JA出資法人の活動等が期待される。

また、神戸市、芦屋市において米飯学校給食米の需要増が見込まれているが、地域内での給食米確保のため供給体制整備が必要とされている。

めざす姿

施設野菜等園芸作物と水稲栽培の分業化が進み、水稲主体の経営体については、作業受託も含めた経営の拡大を進め、経営安定のために主食用米のほか、加工用米、米粉用米、輸出用米、さらには地域の畜産農家等と結びついた飼料用米などの需給調整米の生産等が行われている。

品種については、実需者・消費者のニーズに合わせ、導入されている。

また、野菜生産にあっては、大消費地に位置する優位性を生かした鮮度・完熟等で勝負する野菜生産の拡大を目指す。

中心的経営体の姿（例示）

【施設野菜経営】

パターン：個別経営体 経営規模（施設）：0.8ha
葉物野菜 延べ5.6ha
（みずな、こまつな、ほうれんそう、しゅんぎく）

参考：農業粗収益 48,000 千円
所得 19,000 千円

【水稲主体の土地利用型経営】

パターン1：個別経営体
経営規模：30ha

水稲（主食用米 18ha、需給調整米 12ha）
（加工用米、飼料用米、備蓄米、米粉用米、輸出米）
+ 作業受託

参考：農業粗収益 40,000 千円
所得 7,000 千円

パターン2：集落営農組織
経営規模：25ha

水稲（主食用米 15ha、需給調整米 9.5ha）
（飼料用米、加工用米）
+ 作業受託、野菜 0.5ha

参考：農業粗収益 41,000 千円
所得 14,000 千円

注）

参考数値として記載した農業粗収益、所得の算定にあたっては、地域及び県内事例、地域農業経営指導ハンドブック（兵庫県作成）を元に試算した。

- ・ 個別経営体 丹波地域分を除き、家族労働を主体とした経営を想定し所得を算定
- ・ 集落営農組織 構成員への報酬分配前の所得として算定

< 播磨東地域：水稲（うるち米・酒米）・麦・大豆の土地利用型経営地帯 >

地域の現状と課題

大規模農家や集落営農組織による土地利用型農業が展開され、集落営農の組織化がもっとも進んでいる地域であり、近隣の組織が統合し、広域連携による法人化も見られる。

水稲については、低コスト生産体制を進める一方で、ひょうご安心ブランドなど、特徴ある米生産も実施されている。

また、酒米（山田錦）地帯では、県下の約 8 割の酒米が生産され、酒造メーカーとの結びつき（村米制度）による契約栽培が行われている。山田錦への需要は高く、近年、要望量に対し生産が追いついていない状況がある。今後の生産拡大に関しては、新たに措置された酒造好適米の生産数量目標枠外増産制度を活用し、増産に努める一方で、高齢者や兼業農家による現状の生産体制を栽培技術の伝承とともに、担い手へシフトしていく等の対応が求められている。

麦は、県下の約 5 割、大豆については約 3 割を生産しているものの、収量が低く管理不十分な生産事例も散見され、酒造用の掛け米として需要の高い加工用米等への誘導が求められている。

めざす姿

集落営農組織、大規模農家による水稲・麦・大豆の生産が進み、米の生産コスト低減を図る一方で環境創造型農業による付加価値をつけた米生産にも取り組んでいる。

麦・大豆の実需者（製茶・豆腐業者等）との契約栽培を推進するとともに、不適地の作付けについては、加工用米等の需給調整米へ転換していく。

集落営農組織は、経営強化に向け、近隣の組織と統合（二階建て方式の導入等）を目指している。

酒米（山田錦）栽培地帯では、実需者（酒造メーカー）との結びつきにより安定した経営を継続し、担い手への生産の継承を進めつつ品質・収量の向上に向けた取り組みを進めている。

中心的経営体の姿（例示）

【水稲・麦・大豆等の土地利用型大規模経営】

パターン 1：個別経営体

経営規模：50ha

水稲（33ha）+ 作業受託

麦（28ha）、大豆（白 2.5ha）、野菜 0.5ha

〔ほ場条件の悪い麦・大豆の作付けについては、需給調整米へ転換〕

参考：農業粗収益 59,000 千円
所得 28,000 千円
複数世帯による共同経営

パターン 2：集落営農組織

経営規模：44ha、

水稲（27ha）、麦（15ha）

大豆（白 12ha）、野菜（1ha）

参考：農業粗収益 55,000 千円
所得 22,000 千円

【酒米・大豆等の土地利用型経営】

パターン 1：個別経営体

経営規模：11ha

水稲（うるち米 2ha、山田錦 7ha、

需給調整米 2ha）

（加工用米）

参考：農業粗収益 17,000 千円
所得 9,000 千円

パターン 2：集落営農組織

経営規模：23ha + 作業受託

水稲 17ha（うち山田錦 15ha）

黒大豆（6ha 枝豆含む）

参考：農業粗収益 37,000 千円
所得 16,000 千円

< 播磨西地域：水稲・麦・大豆の土地利用型経営地帯 >

地域の現状と課題

水稲、麦、大豆の栽培地帯にあって、大規模農家や集落営農組織による土地利用型農業が展開されている。利用権の設定率は高く、5ha を超える大規模経営体も県下の約 3 割がこの地域に存在している。

水稲については、低価格帯の米が供給できるよう低コスト生産体制の普及が求められている。

麦については、地元の醤油メーカーとの結びつきにより取り組まれている高タンパク小麦や、パン用小麦などにも取り組まれている。

大豆は、県下の普通大豆の 5 割が当地域で生産されており、醤油用大豆、もち大豆といった特徴ある生産も行われている。

なお、中山間地域等において鳥獣被害、耕作放棄地が多く課題となっている。

めざす姿

大規模農家、集落営農組織による水稲・麦・大豆の生産が進み、米の生産コスト低減が進んでいる。

振興作物である麦・大豆の実需者（醤油・素麺メーカーなど）との契約栽培を推進する一方で、排水不良田での作付けは、加工用米、飼料用米などの需給調整米への転換が進んでいる。

集落営農組織は、経営強化に向け、近隣の組織と統合（二階建て方式の導入等）を目指している。

中心的経営体の姿（例示）

【水稲・麦・大豆等の土地利用型大規模経営】

パターン 1：個別経営体

経営規模：50ha

水稲（33ha）+ 作業受託

小麦（28ha）大豆（白 2.5ha）野菜（0.5ha）

パターン 2：集落営農組織

経営規模：44ha

水稲（27ha）小麦（15ha）

大豆（白 12ha）野菜（1ha）

参考：農業粗収益 59,000 千円
所得 28,000 千円
複数世帯による共同経営

参考：農業粗収益 55,000 千円
所得 22,000 千円

< 但馬地域：コウノトリ育む農法等水稲主体栽培地帯 >

地域の現状と課題

冬季の積雪や湿田が多いことから、水稲主体の生産が実施されており、特にコウノトリ育む農法など、環境創造型農業への取組が盛んで、ひょうご安心ブランドへの取組面積（土地利用型作物）も1,600haを超えて実施されている。

また、需給調整米への取組として、加工用米の生産団地が形成されるなど、農業者と関係者が一体となった取組も生まれている。

生産は個別経営体によるものが中心であり、集落営農の組織化は低調で、生産者の高齢化等による、今後の農地の維持管理が懸念され、既存組織・経営体やJAが連携した農作業受委託の仕組みづくりが期待される。

中山間地域等においては、鳥獣被害や耕作放棄地が深刻である。

めざす姿

コウノトリ育む農法等環境創造型農業による水稲主体の経営がさらに進み、販売も好調に推移している。

また、不適地での麦・大豆生産から転換し、加工用米、飼料用米、WCS用稲等需給調整米の拡大に積極的に取り組んでいる。

高齢化が進む地域にあって、農地・農作業の受け皿として、大規模農家、集落営農組織、JA等が連携した農作業受委託の仕組みができ、活用が始まっている。

中心的経営体の姿（例示）

【稲作経営ブランド化（コウノトリ育む農法による無農薬・減農薬栽培）】

パターン1：個別経営体

経営規模：10ha（コウノトリ育む農法主体）
水稲（主食用米7ha、需給調整米2ha）
+ 作業受託、
大豆・小豆（1ha）
加工（もち・味噌）
（加工用米）

参考：農業粗収益 18,000 千円
所得 7,000 千円

パターン2：集落営農組織

経営規模：20ha（コウノトリ育む農法主体）
水稲（主食用米14ha、需給調整米2ha）
+ 作業受託、
大豆（4ha：コウノトリ大豆）
（加工用米・飼料用米）

参考：農業粗収益 29,000 千円
所得 10,000 千円

<丹波地域：水稲・丹波黒大豆複合経営地帯>

地域の現状と課題

水稲・黒大豆栽培を中心として、丹波ブランドを生かした様々な地域特産物が生産されている地域で、農地の利用権設定は県下でもっとも進んでおり、大規模農家を中心に、農地の集積が進んでいる。一方で、人・農地プランの作成をきっかけとし、将来の地域営農について、地域での話し合いが進められるよう取り組むことが必要である。

大豆については、県下の約3割を生産しており、丹波黒の生産にあっては、県下の半数以上を生産している。

めざす姿

地域の中心的経営体に位置づけられた大規模農家を中心に複数の生産者による統一ブランドの品質の高い米づくりが進んでおり、丹波黒大豆や大納言小豆をはじめとした丹波ブランドの地域振興作物の販売も好調である。

また、大豆の不適地では、需給調整米への転換が進み、食品事業者との契約栽培による加工用米、米粉用米の生産、さらには、地域の畜産農家と結びついた飼料用米、WCS用稲の生産が進められている。

中心的経営体の姿（例示）

【大規模稲作経営、複合化】

パターン1：個別経営体

経営規模：44ha

水稲（28ha）+ 作業受託、
黒大豆（枝豆含む 16ha）

参考：農業粗収益 94,000 千円
所得 7,000 千円

雇用労力中心の企業的経営
所得は、経営者としての報酬に相当

パターン2：集落営農組織

経営規模：32ha

水稲（主食用米 22ha、需給調整米 4ha）
（加工用米・飼料用米）

+ 作業受託、黒大豆（枝豆含む 6ha）

参考：農業粗収益 56,000 千円
所得 20,000 千円

< 淡路地域：野菜・水稲の多毛作栽培地帯 >

地域の現状と課題

露地野菜と水稲栽培を組み合わせた多毛作地帯で、高度な農地利用がなされている。

野菜栽培は個別で対応されており、狭小な未整備農地も多いことから、利用権の設定率が約1割と低く、集落営農の組織化も進んでいない。

水稲期間の利用権設定の推進や、水稲栽培にかかる作業受委託の推進のため、JA出資法人の活動や集落営農の組織化が期待される。

地域の酪農家等との連携によりWCS用稲の生産が盛んであるが、酪農家の減少が進んでおり、今後、新たな需給調整米生産の取組も必要となってくる。

めざす姿

野菜栽培に加え、主食用米と地域の酪農家向けにWCS用稲の栽培をし、供給先の酪農家からは堆肥供給を受け、耕畜連携による取り組みを進めている。

WCS用稲の収穫については、専用機械を持った請負組織が対応を始めている。

周辺地域では、地域の中心的経営体として、集落営農組織が立ち上がったほか、水稲栽培期間の利用権設定や作業受託が取り組まれ、畜産や野菜作に専念できる体制も進んでいる。

中心的経営体の姿（例示）

【水稲 + 露地野菜経営】

パターン1：個別経営体

経営規模：2ha

水稲（主食用米 0.8ha、需給調整米 1.2ha）
（WCS用稲）

レタス・キャベツ・はくさい・たまねぎ（4.0ha）

参考：農業粗収益 20,000 千円
所得 9,000 千円

パターン2：集落営農組織

経営規模：11ha

水稲（主食用米 6ha、需給調整米 5ha）
（WCS用稲）

たまねぎ（3ha）

参考：農業粗収益 28,000 千円
所得 14,000 千円

各地域エリアのモデル経営体が、今後、地域内に波及し、将来像を実現できるよう、以下の5つの対応方向に沿って施策を展開していく。（詳細は別表1参照）

<必要となる施策1> 中心的担い手の生産力向上（規模拡大）

人・農地プラン作成の加速化

担い手が規模拡大を進め、生産力の向上に取り組んでいくためには、農地の出し手や地域との合意形成が重要である。

人・農地プラン作成の進捗は、現状1割程度の集落カバー率にとどまっており、地域における農地・担い手問題に関する話し合いを進めていくためにも、これを加速化させる必要があるため、国の事業に加えて県単独事業についても、プラン作成を要件化していくことや、補助率や生産数量目標の配分に関して傾斜措置を実施するなどし、プラン作成へと誘導していく。

今後、次に示す農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化の推進において、人・農地プランの作成はますます重要性を増すことになり、プラン作成を強力に進める。

中心的担い手への農地集積と分散錯圃の解消

利用権設定等面積自体は、直近10年間で1.6倍となるなど増加傾向にあるものの、当事者同士の個別交渉によって設定するケースが多いため、担い手の経営面積は拡大しても、農地が数カ所に分散している（分散錯圃）という状況が生じている。

このため、まずは、本県において国の新たな制度に基づき「農地中間管理機構」を整備し、機構自らが集落等へ積極的に農地の効率的な利用を働きかけ、地域の合意を重視して、農地を借り受けるとともに、その担い手を確保し、経営農地が団地化できるように配慮して農地を貸し付ける活動を展開する。また、この活動を加速化するため、県独自に県域及び各地域段階に係関係機関と一体となった推進本部を構築し、地域推進本部（市町、農業委員会、JA、県等）では、地域の実情に適した農地の集積・集約化のモデル地域を選定したうえで集中的に実施し、そのノウハウを県内各地域へ拡大していく。

その上で、一部の農地所有者には農地に対する資産保有的な意識等があり、農地への権利設定に心理的抵抗感を有する者もあることから、農地中間管理機構の活用に加えて、本県では農作業受委託の促進を進めることとし、農地中間管理機構の進捗状況も踏まえて、農作業受委託の促進に向けた支援の創設を検討し、地域の実情に応じて、効果的かつ円滑な農地の集積・集約化を推進する。

また、農地中間管理機構による農地集積等とも連携し、畦畔除去等によるほ場の大区画化やパイプライン化等の再整備も併せて推進し、一層の農作業等の効率化・省力化を図っていく。

中心的担い手への支援重点化

米の消費量減退とともに、本県に配分される米の生産数量目標については、年々減少を続けている。これまで、本県における生産数量目標については、市町の前年度作付実績で配分しており、専業・兼業の別など担い手の要素は考慮していなかった。

農地中間管理機構 担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止のため、農地を借り受け、基盤整備をするなどほ場条件を改善したうえで担い手に貸し付ける等の取組を進める中間的受け皿となるもの。都道府県毎に設置される。

地域の中心的担い手への農地集積をさらに進めていくために、生産数量目標の傾斜配分を実施するとともに、新たな県域産地交付金の設定（「担い手への集積加算」、「有機・ひょうご安心ブランド」等）を検討することとし、中心的担い手への支援重点化を進める。

<必要となる施策2> 水田フル活用（農業者の生産意欲刺激）

行き場のある転作作物の生産振興

米消費量の減少は、今後も続くものと考えられ、水田のフル活用を進める上では、これまで以上に主食用米以外の栽培作物の生産振興が重要となり、実需との結びつきなど販売先を明確にしたうえで、加工用米等の需給調整米や麦、大豆等の作付けを行う必要がある。このため、地域に適した作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」を県及び地域段階で定め、水田を最大限活用していくこととし、産地交付金等の国の助成金の活用による需給調整米（加工用米・飼料用米・備蓄米等）への誘導や、需要に即した特徴ある麦づくり、大豆の安定生産を推進する。

また、本県の水田活用の重要品目である野菜については、近年作付面積、生産量が大きく減少しているため、加工・業務用野菜の生産拠点づくりや、都市近郊に近い立地を生かした産地育成を推進していく。

さらには、排水対策の徹底等基本技術の励行、田畑輪換（FOEAS、暗渠排水等）の推進により麦、大豆、野菜等の生産性を高めていくこととし、関係者と農業者が一体となって、生産振興に向けての意識の高揚を図り、併せて技術向上を推進する。

条件不利地での水田フル活用への対応

本県の7割を占める中山間地域の水田については、ほ場整備済みであっても、30a未満の農地が約半数あり、農作物の鳥獣被害も深刻で、耕作放棄地の発生割合が高いなどの課題を抱えている。今後、条件不利地においても水田フル活用を進めていくためには、鳥獣被害の軽減のための捕獲・防除対策を継続実施することや、農地中間管理機構の利活用を通じたまちなおし や排水対策、獣害防止策など条件不利農地の再整備を行ったうえで、担い手への農地集積を進めるなど、個々の農地管理を地域内でまとまりある取組にすることで対応していく。

なお、荒廃し農業上の利用が困難な耕作放棄地については、他用途の活用（自然環境エネルギー、但馬牛の放牧、バッファゾーン等）を支援していく。

農業者への正確な情報提供

農業者への情報伝達は、多くの場合、市町から各農会長を通じて行われるが、限られた時間の中で新たな制度・複雑な内容の情報が伝達されるため、十分に内容が周知されない場合がある。

水田フル活用に向けては、各種制度・仕組み等についての正確な情報を個々の農業者に的確に周知していくことが重要であり、そのため、行政・JA等において政策伝達力・政策推進力の強化に向けた体制整備をしていく。

1 まちなおし 畦を取り払い小規模な農地を合筆するなど、利活用しやすい形状等に区画を変更すること
2 バッファゾーン 人と野生生物とを隔てる緩衝地帯

<必要となる施策3> マーケットニーズに応え産地間競争に勝つための基礎力UP
(適地適作、生産技術向上、適切な品種選定)

適地適作への誘導

本県は、麦、大豆の単収が全国平均を大きく下回っており、作物生産の基本である適地適作を進めていく必要がある。

麦・大豆の不適作地における栽培については加工用米など需給調整米への転換等を進めることとし、「水田フル活用ビジョン」の策定を機に、市町段階における産地交付金に関しては、地域振興作物の生産拡大等に確実に誘導できるよう、設定内容について改めて点検・見直しを実施する。

低コスト・省力化栽培技術の確立・普及

本県の米生産コストについては、全国の平均と比べても低位にあり、経営安定のためにも、速やかに改善していく必要がある。現在、実証を進めている水稻生産12,000実践事業の効果検証を行うとともに、マニュアルの作成、実践技術普及のための農業用機械導入補助、中小企業診断士によるコンサルティングなどを実施するとともに、県稲作経営者会議をはじめとした、県内の大規模稲作生産者とともに、さらなるコスト低減の実証を進めていく。

高品質な米等の生産拡大

本県は、米の1等米の比率が、全国に比べて低く、米の食味ランキング（日本穀物検定協会）においても、長らく「特A」の取得から遠ざかっている。

良食味米の生産拡大のためにも、本県の気候風土に適した新たな良食味品種の導入を図るとともに、県下の良食味米栽培実践農家のノウハウをマニュアル化し、実証ほの設置や研修会の開催等を通じて、普及拡大していく。

また、本県農業の基本として進めている環境創造型農業をベースとしたひょうご安心ブランドや有機栽培による付加価値の高い米生産について、さらに拡大していく。

適切な品種選定・導入

本県における主食用米の栽培品種を見るとコシヒカリ、キヌヒカリ、ヒノヒカリの3種が92%を占め、導入品種の偏りがみられる。

消費者、実需者の嗜好の変化、近年の温暖化等の気象変動へ対応するためには、新たな品種も必要である。このため、食品事業者や生産者の声を的確に反映し、迅速に品種選定・導入を進めていく必要があることから、生産者、実需者、JA、行政等関係者が一体となって取り組む仕組みを構築し、適切な品種の選定・育成の検討、種苗の安定供給やロットの確保、ブランド価値向上の取り組みを推進する。

<必要となる施策4> 川下や消費者との結びつき強化による経営の安定
(契約生産・顔の見える販売)

給食用米の供給体制づくり

本県の米飯学校給食については、全国平均を上回り、週3.3回実施されているが、今後、新たに中学校の学校給食を開始予定の市町があるなど、需要拡大が見込まれている。

各市町では、地元の米を利用したい意向がある一方で、安価な給食費の設定やパンと米飯の価格差、調達時の入札制度の関係等から、地元産の米を確実に入荷することが難しくなっており、県産に切り替える等して対応がされている。

このため、県、市町、農協、教育委員会等が参加する「学校給食の県産県消推進協議会（仮称）」を地域段階に設立して、関係者の連携による課題解決に向けた取り組みを進める。

食品事業者とのマッチング機会創出

農業者の経営安定のためには、食品事業者等との契約栽培を進める必要があるが、農業者は、通常、食品事業者等とのパイプを持っていない。

ついては、食品事業者等の県産品への供給要望に応え、農業者が需要に応じた農産物の生産を計画的に行い、安定した経営が進められるよう、民間企業の人的ネットワーク活用や銀行等金融機関、商品企画企業等による農業者と実需者のマッチング機会を増加させるとともに、両者の間を取り持つコーディネートの仕組みづくりを進める。

また、農業者にあっては、安全・安心、特徴ある農産物を生産することによりセールスポイント向上させ、実需者から求められる農産物の生産を進めていく。

契約生産・顔の見える販売の推進

農業者の経営安定には、実需者（販売先）との契約による、計画的な生産が必要であり、今後、農業者の生産・経営にマーケットインの視点を定着させ、契約栽培へとつなげていくため、系統団体、実需者、県等による検討の場を設け、推進チームによる実需者のニーズ把握等と生産現場へ情報をつなぐ仕組みづくりを進める。

また、「食」・「農」・他産業との連携、商品開発等に関する関係機関による新たなネットワークを構築し、生産者の新たな流通ルートを確保するとともに契約生産や顔の見える販売を推進する。

< 必要となる施策 5 > 現状・課題・政策等に関する現場と行政・普及・JA等との双方向コミュニケーション体制の整備

制度、施策だけでなく、実需者からの需要の動向など、農業者の経営判断に必要な情報について、適切に発信していくため、ホームページでの管理など正確な情報の一元化を進めるとともに、農業者への直接メール配信、農業者等がわかりやすい施策・制度普及ツールの一層の充実を進め、企画部門と現場部門のさらなる連携強化により、複数担当制で対応することや農業者・団体へ直接出向いて支援（アウトリーチ）を行うなどし、事業や制度の普及を図っていく。

また、現場と行政・普及・JA等がコミュニケーションを図りながら協力して課題解決に対応していける体制を整備・活性化していくこととし、従来の地域再生協議会の活動を活性化させ、情報の受発信機能を高める観点から、6エリアごとに「ブロック活性化協議会」（仮称）を新たに立ち上げ、定期的な情報交換やブロックごとの取組方向・進捗の確認などを行っていく。

マーケットイン

商品の企画開発や生産において消費者のニーズを重視する方法

対義語としては、プロダクトアウト（市場のニーズを意識せず、企業側の意向や技術を重視して製品やサービスを開発し、それらを市場に導入する考え方）

(参考) 水田農業活性化に向けた具体的施策3カ年計画(主なもの)

(詳細は別表1参照)

< ~平成25年度【実施中】>

- ・ 県域産地資金の設定 「備蓄米」、「加工用米」、「野菜(規模拡大支援)」
- ・ 米の生産数量目標に関する配分方法見直し(作付意欲のある市町への傾斜配分)
- ・ 米に関する情報リーフレット作成・配布
- ・ 加工用米生産団地(モデル)の実践

<平成25年度【今後実施】>

- ・ 米の生産数量目標の傾斜配分
県協議会専門検討会において、具体の実施方法を検討
- ・ 次年度県域産地交付金の設定検討
- ・ 市町段階の麦・大豆等産地交付金の見直し
地域協議会と県等による産地交付金設定にかかる協議
(適地適作、地域振興作物の点検)
- ・ 水稻生産12,000実践技術の普及拡大
平成24・25年度の実績等を踏まえたマニュアル作成
- ・ 食品事業者等のニーズに応じた品種選定・導入等
県・系統団体・実需者等による品種導入戦略会議(仮称)の実施
- ・ 給食米拡大に向けた生産・流通・行政連携体制構築
学校給食の県産県消推進協議会(仮称)の実施
- ・ マーケットイン的な農業生産の推進
新商品・新産地づくり協議会(仮称)の実施

<平成26年度>

- ・ 農作業受委託の促進に向けた支援制度検討
- ・ 新たな県域産地交付金の設定 例)「担い手加算」、「有機・安心ブランド」
- ・ 農地中間管理機構(国制度)による条件整備・担い手への農地貸し付け
- ・ 集落営農組織、JA出資法人等への野菜生産拡大支援
- ・ 農業団体者と連携したさらなる低コスト米生産の実証
- ・ ホームページでの一元的・体系的な情報発信、農業者への直接メール配信

<平成27年度>

- ・ 各種施策の実施(完全実施)